（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一の二～三の六　（略）	一の二～三の六　（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	三の七　第二条第三号の七のかじ取装置
第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版	第七十九号第四改訂版 第百七十一号
三の八～五　（略）	三の八～五　（略）
五の二　第二条第五号の二の制動装置	五の二　第二条第五号の二の制動装置
第十三H号第二改訂版 第十三号第十五改訂版	第十三H号第二改訂版 第十三号第十四改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	五の三　第二条第五号の三の制動装置
第十三号第十五改訂版	第十三号第十四改訂版
五の四～五の十六　（略）	五の四～五の十六　（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池
第百号第五改訂版	第百号第四改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置
第百三十六号改訂版	第百三十六号改訂版
五の十九～三十八　（略）	五の十九～三十八　（略）
三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計
第三十九号第二改訂版	第三十九号改訂版
四十～四十二　（略）	四十～四十二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。	3　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。